



赤い羽根
福祉基金

赤い羽根福祉基金「盛和塾 手に職つけよう応援成」 FAQ

○対象要件について

Q1)児童養護施設には、高校在学中から卒業時までのわずかな期間在籍しただけなのですが、対象になりますか。

⇒施設の在籍期間は問いません。

Q2)高校卒業時に児童養護施設を退所して、自宅で親と同居しながら大学に通学していますが、対象になりますか。

⇒家庭復帰しても、保護者の疾患等により、支援を受けられない状態で生活している（自ら生計を立てているとみなされる）場合等は対象に含まれますので、申請者による推薦コメントに理由を記載してください。ただし、審査の結果対象とならないこともあります。

Q3)高校卒業時は児童自立生活援助事業所 I 型（以下、「自立援助ホーム」という。）に在籍しており、現在は自活していますが、対象になりますか。

⇒対象となります。

Q4)高校卒業時は里親家庭におり、現在は自活していますが、対象になりますか。

⇒「盛和塾 社会人定着応援プログラム」委員会による審査の結果、児童養護施設または自立援助ホームへの在籍経験がある場合は対象となる場合もありますので、申請者による推薦コメントに里親家庭へ措置された経緯を記載してください。ただし、児童養護施設または自立援助ホームへの在籍経験がない場合は対象としておりません。

Q5)高校 2 年生まで児童養護施設に在籍し、その後自宅に戻って親と同居しつつ専門学校に進学しましたが、対象になりますか。

⇒原則として、高等学校卒業時に児童養護施設または自立援助ホームに在籍していたことが要件となりますので、申し訳ありませんが、本助成では対象としておりません。

Q6)大学進学後、現在も措置延長により施設に在籍していますが、対象になりますか。

⇒申し訳ありませんが、本助成では施設在籍者は今のところ対象としておりません。なお、措置延長後、在学中に措置解除になり、施設を離れて自らの生計を立てている場合は対象となります。

Q7)高校卒業時に母子生活支援施設に在籍していましたが、対象になりますか。

⇒申し訳ありませんが、本助成は、児童養護施設または自立援助ホームの出身者に限らせていただいております。

Q8)この助成で対象としている専門学校とは何をさしますか。また対象とならない各種学校とは何をさしますか。

⇒専門学校

高等学校卒業程度以上の者が入学対象となる、修業年限 1 年以上の学校をさし、専門課程をおく専修学校。「専門学校」と称する学校はこれに含まれます。

例) 医療分野(看護、歯科衛生等)、教育・社会福祉分野(保育、介護等)、衛生分野(調理、美容等)、商業分野(簿記、観光等)、農業分野(園芸、畜産等)、服飾・家政分野(ファッション、スタイリスト等)、文化・教養関係分野(デザイン、音楽等)、工業分野(情報処理、マルチメディア等)など多分野にわたる学科があり、全国で約 2,800 校あります。

⇒各種学校

学校教育に類する教育を行うもので、入学資格の条件がない、あるいは中学校卒業程度以上の者が入学対象となる教育施設をさします。

例) 自動車教習所、洋裁学校、服飾学校、予備校などをさします。

なお、各種学校の在籍者は原則申請の対象外としていますが、准看護学校等国家資格や国家資格に準ずる資格・免許の取得が可能な学校に、高校卒業後に進学、在籍している場合は、特例として、助成対象として取扱うこととしています。

○資格・対象費用について

Q9)応募要項の「資格取得に必要な備品費」とは何をさしますか。

⇒助成対象者が、資格を取得するための学業において必要であると判断した備品費のことです。ただし学業と関連のない費用は含みません。

Q10)大学に在籍中ですが、専攻と関係ない資格を取得しようと考えています。この場合は対象になりますか。

⇒卒業後の職業的自立に役立つ資格であれば対象となります。

Q11)大学院に在籍中ですが、対象になりますか。

⇒過去に本助成を受けていなければ対象となります。

Q12)大学に在籍中ですが、特に資格の取得などは考えていません。この場合、教科書や専門科目の書籍購入費等を目的として申請することはできますか。

⇒申し訳ありませんが、資格の取得を目的としていることが申請書や作文、推薦コメントから読み取れない場合は対象となりません。

Q13)車の運転免許を取得しようと考えています。この場合は対象になりますか。

⇒車の運転免許につきましては、当応援助成の対象とはなりませんが、「就職活動応援助成」では対象となりますので、そちらでの応募をご検討ください。

Q14)大学のカリキュラム外の資格を取得しようと考えています。この場合は対象になりますか。

⇒就職に必要な資格であれば対象となります。めざす資格の取得課程のわかる資料をご提出ください。

Q15)これまでに支援の対象となった資格の例があれば教えてください。

⇒助成対象となった例（一部）は以下のとおりです。

<国家資格>

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師、保育士、看護師、歯科衛生士、柔道整復師、医薬品登録販売者、美容師、調理師免許、栄養士、司書、ITパスポート、基本情報技術者、応用情報技術者、一級建築士、二級建築士、自動車整備士、車体整備士、危険物取扱者乙種 等

<その他の資格>

幼稚園教諭、児童指導員、小学校教諭一種免許状、中学校保健体育科教員免許、中学校社会・高等学校地理・歴史教員免許、特別支援学校教諭一種免許状、医療事務、愛玩動物飼養管理士2級、レクリエーション公認指導者、健康運動指導士、健康運動実践指導者、NSCA - CSCS 資格（認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト）、英語検定、日商簿記2級、色彩検定、美肌検定、全国化粧品販売員検定、ブライダルプランナー検定1級 等

○助成結果と送金・報告について

Q16)助成金の振込口座を施設、団体口座宛とすることはできますか。

⇒2025年度より、原則として応募施設、団体口座への送金とさせていただきます。ただし、大学等の学校を通じて応募する場合や、事情により個人口座への送金が必要となる場合には、個人口座への送金もお認めします。

Q17)助成を受けた後、使途の証拠書類の提出の必要はありますか。

⇒使途に関する報告をアンケート等で提出いただきます（証拠書類等の提出は求めません）。

Q18)資格を取得したとして、結果的に資格を生かした仕事ができない場合、助成金は返還しなければなりませんか。

⇒資格が就職に結びついたかどうかの成果は問いませんが、後日報告をアンケート等で提出いただきます。